特集：在日コリアンの過去・現在・未来

新来外国人に対して
在日コリアンの経験がもつ意味

田中　宏　大阪経済法科大学 アジア太平洋研究センター客員教授

キーワード：国籍，就学義務，社会保障

「在日コリアンの経験」を４つに分けて述べた。2.「国籍の得喪」をめぐって，では，韓国併合によって一方的に日本臣民に編入され，また日本からの朝鮮分離によって，在日コリアンはまた一方的に外国人と宣告された。そこでは，国家の論理のみが先行したことを明らかにした。3.「教育」をめぐって，では，「就学義務」と国民及び外国人との関係が，戦後の占領下，そして主権回復後，どのように推移したかを検討し，教育が国籍といかにに結びついているかを明らかにした。

4.「社会保障」をめぐって，では，社会保障の基本は相互扶助であるが，そこで外国人はどう扱われたかを検証した。占領政策のなかで国籍による差別は除去されたが，主権回復後の福祉国家をめざすさまざまな制度では，再び国籍による差別が一般化していく。しかし，ベトナム難民の発生によって，日本は国際人権基準の受容を余儀なくされ，ようやく内外人平等の原則が確立された。5.「公務」就住をめぐって，では，公立学校教員の採用問題をとりあげ，当初は自治体間で差異があったが，91 年以降，外国人の合格者は「常勤講師」とするよう文部省が通達，新しい差別が生まれる。外国人の地方参政権問題では，法案提出から 15 年たっても成立しないのに，韓国ではすでに実施されている。その背景には，歴史とどう向き合うかという課題があることを示した。

一連の指摘から日本での課題を鳥瞰した。

1　はじめに

編集部から与えられたタイトルを見ながら，今までも漠然とは頭にあった視点だが，何からどう書き出そうかと考えているとき，たまたま手にした本に『マリアナ先生の多文化共生レッスン――フラジルで生まれ，日本で育った少女の物語』（右田マリアナ春美，明石書店，2013 年）がある。目を通しているうちに，次のくだりが目にとまった。

> いつも通り馬鹿な話をして帰ろうとしたとき，いきなりヒロシがみんなの前で，
> 「実は俺，在日なんだよ。」
> と自分のことを打ち明けた。そのとき，私はドキッとした。そして親近感が沸いた。
> そのあとヒロシになぜか自分のことを打ち明けた。そして次第に仲良くなっていった。
> ヒロシが在日韓国人というだけでなんでも話せた。とくに今まで誰にも話せなかった自分のアイデンティティのことをなんの遠慮もなくしゃべったりした。それはヒロシにも共通点が多かったからだ。ヒロシは日本生まれ，日本育ちで韓国を一回も訪れたことがない。

ふと私の頭に浮かんだのは，アジアからの留学生の世話団体「アジア文化会館」に入職して間もない 1963 年 11 月のことである。中国はもちろん韓国とも国交がない時代なので，受け入れていた留学生は，台湾，香港，東南アジア，南西アジア，中近東などからだった。東南アジアの華人留学生からこう切り出された。

「田中さん，日本では歴史をどう見ているんですか。今度，千円札に登場した伊藤博文は，朝鮮民族の恨みをかって，ハルピン駅頭で射殺された人でしょう」「日頃から政府を批判する知識人から，投書欄に登場する庶民に至るまで，誰ひとりとしてそのことを指摘しない。しかも，毎日の生活の中で同じお札を使う在日朝鮮人の身にもなってみたら，ずいぶん残酷なこと平気でするんですね」

アジア人留学生は「新来外国人」に属することになろう。こんなことも思い出される。たしかベトナム人留学生だったと思う。「田中さん，日本人はシャイだから，字で書くときは“外国人”と書くが，心の中では“害国人”と思っているんじゃないの」と。かつては，「外国人登録証明書」（常時携帯義務がある）には顔写真とともに左手ひとさし指の「指紋」が黒々と押されていた。指紋は一般的には犯罪と結び付けられることが多い。1980 年代に在日コリアンを中心とする指紋押捺拒否運動が展開されるが，それよりはるか前の話である。

要するに，「新来外国人」と「在日コリアン」との間には，多くの通底するものがあり，それが日本社会を写し出す鏡の役割を果たしているのではと予感したのである。

2 「国籍」の得喪をめぐって

在日コリアンの「経験」でまずぶつかるのは「国籍」に関することであろう。朝鮮半島が日本の領土に編入されたのは 1910 年の「韓国併合条約」によってであり，同条約第１条には「韓国皇帝陛下ハ韓国全部ニ関スル一切ノ統治権ヲ完全且永久ニ日本国皇帝陛下ニ譲与ス」とある。国籍変更を定める条項は同条約にはなく，第１条によって朝鮮人は日本臣民に一方的に編入されたのである。「完全且永久」ということは，未来永劫に日本から分離されることはない，ということなのだろう。

しかし，日本が 1945 年８月，ポツダム宣言を受諾したことによって，朝鮮半島の領有は幕を閉じた。ポツダム宣言第８項に「カイロ宣言ノ条項ハ履行セラルベク」とあり，そのカイロ宣言（1943 年）には「朝鮮ノ人民ノ奴隷状態ニ留意シ，軈（ヤガ）テ朝鮮ヲ自由且独立ノモノタラシムル」とあったからだ。ポツダム宣言とカイロ宣言は一体のものであり，それによって台湾も日本から分離されたのであり，台湾領有の下関条約にさかのぼって，日本は歴史の清算を迫られ，それを受け入れたのである。

ポツダム宣言受諾時，日本内地には 230 万人前後の朝鮮半島出身者が存在していたといわれ，戦

争末期に強制連行された者を中心に大半が帰還し，約60万人が日本に残留することになる。この60万在日コリアンに対して日本政府はいかなる政策をとったのだろうか。

最初に現れた変化は，「参政権の停止」だった。戦前は，内地に住む朝鮮人，台湾人は，同じ「帝国臣民」として，参政権を有し，投票にあたってはハングル投票も認められた。昭和初期の普通選挙実施以降，衆議院議員に延べ11名が立候補し，延べ2人が当選（朴春琴（パクチュンゲム）が東京で2回当選）している。

当時の様子を伝える記事を紹介しておきたい。「有権者中には朝鮮字投票をする者が相當ある見込みなので，東京府では急におん文字［ハングル］書きを作り各開票管理者に送付した。開票管理者の方でも少々面食った形で，早速おん文の勉強にとりかかってゐる」と（1932年2月3日，東京朝日新聞）。また，東大助教授から国会議員に転じた舛添要一氏の父弥治郎氏は，1930年，若松市［現北九州市］議選に立候補したが，そのときのポスターでは，名前の右側に片仮名で，左側にハングルで，それぞれルビが付されている（2000年6月2日付朝日新聞夕刊所収の舛添稿）。

1945年12月，婦人参政権付与で有名な衆議院議員選挙法改正の際，附則に「戸籍法の適用を受けざる者［旧植民地出身者を指す］の選挙権及び被選挙権は，当分の内これを停止す」が加えられたことによって在日コリアンは参政権を失った[*1]。そして翌46年4月10日に行われた戦後初の総選挙から投票できなくなった。

実は，この選挙で選ばれた議員によって新憲法が制定され，1946年11月3日公布，翌47年5月3日に施行された。新憲法の制定はマッカーサー憲法草案をもとに進められたが，その第13条には，「すべての自然人は，法の前に平等である」とあり，第16条には「外国人は，法の平等な保護を受ける」とあった。その後，13条のなかに外国人の人権も含めることとし，「凡（スベ）テノ自然人ハ其ノ日本国民タルト否トヲ問ハズ法律ノ下ニ平等ニシテ，人種，信条，性別，社会上ノ身分若クハ門閥又ハ国籍ニ依リ政治上，経済上又ハ社会上ノ関係ニ於テ差別セラルルコトナシ」（新13条，傍点は引用にあたって，以下同じ）となった[*2]。

草案提示からの経過は当時GHQの検閲により秘密とされ，新憲法起草が一般に知られたのは，同年3月6日，とうじの幣原喜重郎内閣が発表した「憲法改正草案要綱」によってであった。そこでは，「第13，凡ソ人ハ法ノ下ニ平等ニシテ，人種，信条，性別，社会的地位又ハ門地ニ依リ，政治的，経済的又ハ社会的関係ニ於テ差別ヲ受クルコトナキコト」となっており，新13条にあった「日本国民タルト否トヲ問ハズ」及び「国籍」は姿を消している。もちろん，GHQの了解なしに，その削除はできなかったはずである。おそらく，日本側は，「およそ人」という主語は，日本国民であろうと外国人であろうと，およそ人たるものという意味で，文章も簡潔になると説明し，GHQ側も納得したのではなかろうか。かくして，マ草案にあった外国人保護条項は憲法の条文から完全に消え去り，現行憲法第14条には「すべて国民は，法の下に平等であって……差別されない」とある。憲法が多用する「国民」と旧植民地出身者との関係はどうなるのか沈黙してしまったのである。

次に現れた変化は，外国人登録が義務づけられたことである。新憲法が施行される前日（1947年5月2日）に，史上最後の勅令として外国人登録令が公布施行され，そこでは「台湾人および朝鮮人は，この勅令の適用については，当分の間，これを外国人とみなす」（第11条）と定められた。すなわち，日本国民ではあるが，外国人とみなして登録を義務づけたのである。やはり「当分の間」という文言が使われている。

一方，日本の学校教育は，新憲法の施行された年（1947年）の4月から，6・3・3制が導入され，大きく様変わりすることになる。文部省はこれを機に，48年1月，在日コリアンは日本の学校への就学義務があり，朝鮮学校で学ぶことはこの義務に違反するとして朝鮮学校は改組，閉鎖の命令を受けることになる。この措置は，在日コリアンは「日本国籍」を有しており，日本人と同様に日本学校への「就学義務」を負うという理屈からである。

参政権停止や外国人登録の義務とはまったく逆の政策であるが，強いていえば，そのいずれもが日本政府に好都合であるという一点で“共通性”を有するに過ぎない。

こうした“矛盾”は，しかし，1952年4月28日，対日平和条約の発効日に終止符が打たれる。すなわち，日本政府は，この日に旧植民地出身者は「日本国籍」を喪失し「外国人」になった，との見解を打ち出した。その限りで“矛盾”は解消された。

日本の憲法第10条には，「日本国民たる要件は，法律でこれを定める」とある。すなわち，日本国籍の得喪に関しては，国会で成立した法律によらねばならないのである。しかし，旧植民地出身者の日本国籍喪失は，法務府民事局長の一片の通達（4月19日，民事甲438）によって行われた。その骨子は次の通りである。

①朝鮮人及び台湾人は，［日本］内地に在住する者も含めて，［平和］条約発効を機に，すべて日本国籍を喪失する。

②もと朝鮮人又は台湾人であった者でも，条約発効前の身分行為［婚姻，養子縁組など］により内地の戸籍に入った者は，引き続き日本国籍を有する。

③もと内地人であった者でも，条約発効前の身分行為により，内地戸籍から除かれた者は日本国籍を喪失する。

④朝鮮人及び台湾人が日本国籍を取得するには，一般の外国人と同様に帰化の手続きによること。その場合，朝鮮人及び台湾人は，国籍法にいう「日本国民であった者」及び「日本の国籍を失った者」には該当しない。

この④に特に注目したい。かつて「帝国臣民」とされた朝鮮人，台湾人は，「日本国民であった者」にも「日本国籍を失った者」にも該当しないという。両者については，国籍法で帰化要件を緩和してあるが，その適用は認めず，最も高いハードルを越えねば帰化させないのである[*3]。過去の歴史の“抹消”というほかなかろう。

ところで，植民地の分離独立とそれに伴う国籍処理は，ほかの国ではどうなっているのだろうか。イギリスの場合，本国と新独立国との間では，ある種の“二重国籍”が保障された。1948年のイギリス国籍法によると，新独立国の国民は同時に「英連邦市民」という地位をもち，イギリス本国では「外国人」とは扱われなかった。こうした状態が1962年まで続き，その後，徐々に改められ，1971年の新しい移民法になって，初めて出入国についても一般外国人と同様に扱われることになった[*4]。

一方，朝鮮の独立は，日本と朝鮮のあいだで達成されたのではなく，日本の敗戦の結果として実現したものである。その点では，ドイツの敗戦とオーストリアの独立が，日本とよく似た事例といえる。西ドイツ（旧）では，1956年5月，国籍問題規制法を制定して問題の解決をはかっている。

同法第１条により，併合により付与された『ドイツ国籍』は，オーストリア独立の前日にすべて消失すると定めるとともに，同第３条により，ドイツ国内に居住するオーストリア人（在日コリアンに相当）は，自己の意思表示により，消失時にさかのぼってドイツ国籍を回復する権利を有する，と定められた[*5]。すなわち，在独オーストリア人には国籍選択権が保障されたのである。日本の場合，外国人とされた在日コリアンが日本国籍を取得するには，“帰化”の門をくぐるしかなく，その決定権はすべからく日本政府の手中にある。しかし，西ドイツの場合は，選択権を有する在独オーストリア人が決定権を有しており，日本とは“真逆”というほかない。

在日コリアンの日本国籍喪失に関連して次のことを加えておきたい。2005年８月までに韓国で全面公開された日韓会談文書のなかには，「在日韓僑の国籍に関する協定要綱」があり，「第１，全般的国籍回復の場合」「第２，国籍選択の場合」の２案が用意されている。しかも，その第１案の末尾にも，「（本案の修正案）第○条　日本国は第１条の大韓民国の国民に対して，本条約発効後３年以内に日本の国籍を選択できる権利を認定する」とある[*6]。韓国側は国籍選択方式も念頭に置いていたが，日本側が応じなかったのであろう。

３ 「教育」をめぐって

この国では，前項で見た「国籍」が教育と驚くほど結びついている。在日コリアンは日本人同様に日本学校に行くべき“就学義務”があるとしたことは前に述べた。この通達は1948年１月に出され，当時，在日コリアンは「日本国籍」を有するとされ，それを口実に朝鮮学校での民族教育を否定したのである。さらに，在日本朝鮮人連盟（朝連）が団体等規正令により解散されると，49年10月，その傘下にある朝鮮学校に第２波の閉鎖命令が出された。

「就学義務」をテコとする朝鮮学校つぶしは，意外な結果を生むことになった。朝鮮人も就学義務を負うとしたことは，一方で教育行政の側も朝鮮人に就学の機会を保障する義務を負うことを意味した。その結果，東京では自主学校だった朝鮮学校は，15の都立朝鮮学校とされ，当然のこととしてその運営はすべて都教育委員会が支出することとなる。公立朝鮮学校に関連するものとして，表１，表２，表３を掲げる。表１，表２は坂本清泉[*7]により，表３は藤尾正人[*8]による。

表１　校種別・学校別の在日朝鮮人学校数（1952年４月）

	小学校	中学校	高校	計
自主学校	38	4	2	44
公立学校	12	1	1	14
公立分校	17	1		18
特設学級	68	9		77
夜間学校	20	1		21
計	155	16	3	174

※朝教組（東京都立朝鮮学校教職員組合）資料による。

表２　校種別・地域別の公立朝鮮人学校数（1952年４月）

	小学校	中学校	高校	計
東京	13※	1	1	15
神奈川	5			5
愛知	3			3
大阪		1		1
兵庫	8			8
計	29	2	1	32

※東京小学校13校の内１校は分校。東京以外はいずれも分校（朝教組資料による）

表３　東京都立朝鮮人学校開設以後の都予算

年度	予算額
1949年	14,948,842円
1950年	46,673,256円
1951年	48,005,451円
1952年	56,620,621円
1953年	78,458,212円
1954年	85,288,844円
1955年	47,400,000円

※東京都教育庁学務部

表１の「特設学校」は朝鮮人学校が閉鎖されるかわりに，近くの日本学校に民族学級を設けて，朝鮮語などの民族科目を学べるようにしたもの。ともあれ,「日本国籍」を有するとしたことによって，公立の朝鮮学校が誕生した[*9]ことには興味深い面がある。

しかし，1952年４月28日に在日コリアンが「日本国籍」を失ったとされたことは，この実務に決定的な変更をもたらすものとなった。文部省は，1953年２月11日，「朝鮮人の義務教育学校への就学について」(文初財74号, 文部省初等中等教育局長から各都道府県教育委員会宛)を発した。そこには，

１．（イ）朝鮮人子女の就学については，従来，日本の法令が適用され，すべて日本人と同様に取り扱われてきた。しかるに平和条約の発効以降は，在日朝鮮人は日本の国籍を有しないこととなり，法令の適用については一般の外国人と同様に取り扱われることとなった。

（ロ）従って，就学年齢に達した外国人を学齢簿に登載する必要はないし，就学義務履行の督促という問題も生じない。なお，外国人を好意的に公立の義務教育学校に入学させた場合には，義務教育無償の原則は適用されない。

２．しかし朝鮮人については，従来からの特別の事情もあるので，さしあたり，次のような措置をとることが適当と考える。

（１）日韓友好の精神に基き，なるべく便宜を供与することを旨とすること。

（２）教育委員会は，朝鮮人の保護者からその子女を義務教育学校に就学させたい旨の申出があった場合には，日本の法令を厳守することを条件として，就学させるべき学校の校長の意見を徴した上で，事情の許す限りなお従前通り入学を許可すること。

この53年通達は，在日コリアン（従って在日外国人）の教育についての，この国の文教当局がもつ基本的姿勢を明らかにしたものといえる。すなわち，在日コリアンは外国人となったため日本学校への「就学義務」は負わなくなる。従って「学齢簿」には就学義務を負う日本人のみを記載し，保護者が子どもに店番をさせたり，子守りをさせるなどして学校に行かせない場合，教育委員会は就学義務履行の督促をするが，外国人の場合はその必要はない。外国人が公立学校への入学を希望する場合は，「法令を厳守することを条件」として受け入れるようにという。そのため，保護者から「誓約書」をとって入学を認めることが当時広く行われたという。次に紹介するのは，東京都葛飾区の区立小学校が求めていた「誓約書」である[*10]。

1．入学後は，　日本の法令に従って教育を受けることを承認します。
2．朝鮮語，朝鮮地理，朝鮮歴史等所謂民族科目は一切教育しないことを承認します。
3．学校の秩序を乱すようなことは一切いたしません。
4．学校の管理，経営に支障をきたすような場合，退学を命ぜられても異存はありません。

また，公立学校に入学させた場合には，義務教育無償の原則は適用されないともいう（授業料を外国人から徴収した例はないようだが）。要するに，外国人には「学ぶ義務」もなければ，「学ぶ権利」もないというのである。数年前，東海地方で「新来外国人」の子が，公立学校に入学する際，「誓約書」にサインさせられたという話を聞いた時，あの「古証文」が生きていたんだなと思った。

1965年6月に日韓基本条約（及び付属協定）が締結され，日韓国交正常化が実現した。同年12月28日，文部省が発した通達はもう一つの重要なものである。すなわち，「朝鮮人のみを収容する教育施設の取扱いについて」（文管振210号，文部事務次官から各都道府県教育委員会，各都道府県知事宛）で，二つの部分からなっている。一つは，公立朝鮮学校は今後設置すべきではないとされた。前掲表2のうち，東京の15校は1955年3月に廃校となったが（従って，表3に掲げる都の支出はゼロに），大阪の1校は61年9月に，そして神奈川の5校，愛知の3校，兵庫の8校，計18校は，いずれもこの通達を受けて1966年3月に廃校となり，以降自主学校となった。公立朝鮮学校はこの通達によってその歴史の幕を閉じたのである。

もう一つは，「民族性又は国民性を涵養することを目的とする朝鮮人学校は，わが国の社会にとって，各種学校の地位を与える積極的意義を有するものとは認められないので，これを各種学校として認可すべきではないこと」とした点である。当時，日本の学校制度は正規校（学校教育法第1条に定める学校で一条校ともいう）か各種学校の2本立てであり，各種学校とも認めないということは，いかなる意味でも「学校」とは認めないというのである。同通達の末尾には，「なお，朝鮮人を含めて一般にわが国に在住する外国人をもっぱら収容する教育施設については，国際親善の見地から新しい制度を検討し，外国人学校の統一的扱いをはかりたい」とあり，翌年から外国人学校法案（当初は学校教育法の一部改正案として）が登場した[*11]。同法案は，外国人学校の認可権，是正・閉鎖命令権などを「知事」から「文部大臣」に移すことが最大の眼目だった。14条からなる法案は規制に関する条項ばかりで，その修了者への大学入学資格の付与や私学助成の対象にするなどの助成・振興策は何ひとつ盛り込まれていなかった。文部省の「通達」なり「法案」がもつ“思想”は露骨な朝鮮人学校敵視策というほかない。

この「通達」の背景には，韓国側の意向が働いていたらしいことが，後に明らかになった。韓国では2005年8月までに日韓会談文書の公開が実現したことは前述したが，それによると，第7次日韓全面会談日韓法的地位協定委員会第26次会合（1965年4月23日）において，韓国側（イ・ギョンホ代表，後に法務次官などを歴任）は，「赤化を目的とする共産教育をしている朝鮮総聯系学校を閉鎖しなければならないのではないか。そのような当然すべきことはせず，韓国人が設立した正当な学校をそういうものと同一視することで，その上級学校進学資格すら認めないというのは理解できない」と発言，日本側（文部省大臣官房石川二郎参事官）は，「これは，日本側が責任を持って解決する内政問題だ」（中略）日本側「仮に日本政府が朝鮮総聯系学校を整理するとしたら，在外国民保護との見地から外交的に抗議することはないだろうか？」，韓国側「そのような抗議はないだろう」とのやりとりが記録されている[*12]。

「53年通達」では，日本の学校を希望するなら入学は認めるが，それは配慮にすぎず，学ぶ権利とは無縁のもの。「65年通達」は，民族教育を行う自主学校は「学校」とは認めず，存在を黙認するのみという。要するに，日本人を育てる日本学校への入学を希望するなら「条件つき」で入学は認める，一方，朝鮮人として育つための朝鮮学校は「学校」とは認めない，という。植民地時代と何ら変わらない「同化主義」というほかない。

中央政府のこうした朝鮮学校敵視政策に“頂門の一針”を放つことになったのは，1967年4月，東京都知事に当選した美濃部亮吉前東京教育大学教授だった。都知事は，法に定められる学校認可権によって，1968年4月，朝鮮大学校を各種学校として認可した。前述の文部次官通達に反することはいうまでもない。この認可によって「外国人学校法案」は大きな打撃を受けることとなり，結局，成立を見ることはなかった。また，今では，全国にあるすべての朝鮮学校が各種学校として認可されており，前述の文部次官通達はもはや“有名無実”といえよう。

各種学校認可につづいて，自治体（都道府県レベルと市町村レベル）からの補助金が朝鮮学校（及び外国人学校）に支給されるようになり，さらにはJR通学定期券の購入，各種競技大会への参加資格も認められ，やがて大学院の入学資格，学部の入学資格も認められるようになった。いずれも，在日コリアン当事者と一般市民による運動によって実現したものである。そのプロセスは，別の面から見れば朝鮮学校（外国人学校）における教育が「普通教育」であり，日本の正規校における教育との間で“同等性”が承認されたことを意味するのである。

こうした歴史をうける形で，2010年4月施行された高校無償化法は，その対象に「各種学校である外国人学校」が加えられ，公費が投入されたことは教育の同等性の承認が”頂点”に達したことを意味し，画期的なことである。

しかし，そこにおける朝鮮学校の扱いは，先送りがつづき，2012年末，第2次安倍晋三内閣が発足すると，早速，朝鮮高校を除外することが打ち出された。下村博文文科相は，12月28日，「拉致問題に進展がないこと，朝鮮総聯と密接な関係にあり，教育内容，人事，財政にその影響が及んでいる」ことをその理由としてあげた。詳しくは，拙稿「朝鮮学校の戦後史と高校無償化」（『〈教育と社会〉研究』23号，2013年）の55ページ以下に譲りたい。朝鮮高校除外は，2013年4月30

日，国連・社会権規約委員会でも問題となった。日本政府代表は，ジュネーブで前述の下村文相の理由をあげて弁明につとめたが，5月に発表された「総括所見」では，「朝鮮高校除外は差別であり，朝鮮高校生にも就学支援金を支給するよう要求する」と勧告した。国連では日本の弁明はまったく通用しなかったのである。

2013年4月初には，東京・町田市の教育委員会が，防犯ブザーの配布を朝鮮学校だけ除外したことが報道され，批判を受けて撤回されるという「事件」が起きた。このことに触れて，ジャパンタイムスの社説は次のように結んでいる。「今回の町田市の問題は，この国全体に吹き荒れる非常に不穏な動き（a bigger, very disturbing trend）の一部である。いくつかの地方自治体は朝鮮学校への補助金支給を停止した。今年2月20日，安倍内閣は朝鮮高校を高校無償化制度から除外した。これらの決定は撤回されるべきである。生徒たちを政治的な人質（political pawns）として利用することは間違っている。生徒たちを利用すれば，日本における朝鮮人差別を煽るだけである」（4月12日付，金優綺訳）。最後のくだりが，東京・新大久保などに見られるあのみにくいヘイトスピーチを指すことはいうまでもない。ヘイトスピーチに関しては，京都地裁が，2013年10月7日，京都朝鮮第1初級学校（当時）への差別襲撃は人種差別撤廃条約にいう差別に該当するとして約1200万円の賠償と学校周辺半径200米以内での街頭宣伝などを禁止するとの判決（被告側控訴）が一矢をむくいたであろうことを指摘しておく。中村一成『ルポ京都朝鮮学校襲撃事件』（岩波書店，2014年）は迫真の労作である。

日本にある朝鮮学校への韓国での関心の高まりにも触れておきたい。2011年6月，東京で開かれた朝鮮学校支援集会で，韓国の金明俊監督が連帯の挨拶をされた。その一節には，「子どもたちに朝鮮学校は自分たちが誰であるかを教え，この地で朝鮮人として生きていく方法を教える唯一の学校です。これは日本の学校は絶対にできないことです。日本の学校ができないことを朝鮮学校がしているのです」とあった。北海道の朝鮮学校に密着した映画『ウリハッキョ（私たちの学校）』の監督ならではのメッセージである[*13]。

日本にある朝鮮学校は，在日コリアンが植民地支配で奪われた言語，文化，歴史を取り戻すための民族教育の施設である。「大日本帝国」を引きついだ「日本国」政府は，この民族教育の学校を認めようとせず，結局のところ日本学校での教育を強いる政策を進めている（そこではいま，「日の丸」「君が代」愛国心への傾斜が強まっている）。新来外国人の外国人学校での継承語教育も同じ位置にあり，冷遇されることになる。高校無償化で朝鮮学校が除外されたのは，その民族教育否定の継続であり，この国における朝鮮人差別の貫徹というほかない。最近のヘイトスピーチについて，鵜飼哲は「上からのレイシズム」なり「上品なレイシズム」であり，それは「下からのレイシズム」なり「下品なレイシズム」に呼応すると指摘している[*14]。植民地主義の根強い存続の表象でもある。

4 「社会保障」をめぐって

相互扶助と社会連帯を理念とする社会保障制度が，この国では外国人をどう遇してきたかを検証することも必要である。

戦後約7年間，日本は連合国（実質はアメリカ）の占領下におかれ，さまざまな占領改革が進められ，前述した新憲法の制定もその一つである。アメリカは占領に先だっていくつかの占領研究を行っている。その一つ「在日外国人」[*15]（1945年6月）には，「朝鮮人は，ほとんど例外なく社会的地位の低い明白な少数者集団である。彼らは日本人に見下（くだ）され，少なくとも一度，国家的災害が日本を襲った時に，スケープゴートとなった［関東大震災時の朝鮮人虐殺を指す］」とあり，ついで「在日外国人に関する軍政の主要な目標」として「日本人による暴力や社会的経済的差別からの外国人の保護」が掲げられた。

こうした認識を受けて発せられた占領改革の一つは次のような結果をもたらした。すなわち「昭和21［1946］年1月には，いわゆるポツダム勅令によって厚生年金保険法［1941年法60］が改正された。その内容は，第一に，連合国軍最高司令部の『職業政策に関する覚書』により，国籍に基づく被保険者資格の差別の撤廃，すなわち外国人も厚生年金保険の被保険者となり得ることとされたことである」[*16]。

もう一つは，非軍国主義化を進めるうえで「軍人恩給」などが廃止されたことである。総司令部経済科学部長は「誤解のないようにここに力説するが，予は老人，寡婦，孤児から生活の資本を奪うといっているのではない。ただ，軍人であったから，あるいは，軍人の遺族であるがために一般国民中困窮している人達と比べて差別的に優遇されるという制度を排除するだけのことである」[*17]と説明している。そして，1946年2月，日本政府の“抵抗”もむなしく軍人恩給は廃止され，傷病兵に関する軍事扶助法（1937年法20）及び戦災被害者に関する戦時災害保護法（1942法71）も廃止となるが，それらは旧生活保護法（1946年法17）の制定によってなされた（この旧法は現生活保護法と違って「すべての者」となっていて，国籍による差別はなかった）。すなわち，社会保障制度一般のなかに“解消”させることによって非軍国主義化がはかられたのである。

次に，社会保障制度における外国人処遇の推移，について図1を掲げる。なお，前述の軍事扶助法及び戦時災害保護法は戦後復活しないので割愛した。

図1には「占領下」のところと，「1979～81年」の2ケ所に網がかけてある。また，○印は法に国籍条項がなく外国人に開放，△印は国籍条項はないが運用上，外国人を排除，×印は国籍条項により外国人を排除，したことを表している（拙著『在日外国人　第3版』岩波新書より修正再掲）。

1952年4月28日，対日平和条約が発効するのを待つように，戦後補償の第1号として戦傷病者戦没者遺族等援護法（図1の⑧）が制定されるが，そこには国籍条項が登場し，戦争に狩り出された在日コリアンは早速戦後補償から除外されたのである。その後の相次ぐ戦後補償立法（⑧～㉑）でも，ことごとく国籍による差別が積み重ねられた。

この戦後補償立法における「国籍」による差別に関連して，次の点を指摘しておきたい。対日平和条約が発効する時（1952年4月28日）スガモ・プリズン（現在の東京・池袋のサンシャインシティの所にあった戦犯専用の刑務所）には，927人の戦犯が拘禁されていたが，そのなかには29人の朝鮮人と1人の台湾人が含まれていた。戦犯の刑の執行は，条約発効後は日本政府に引きつがれるが，それについて同条約第11条は，「日本国は，（中略）連合国戦争犯罪法廷の裁判［英文はjudgments］を受諾し，且つ日本国で拘禁されている日本国民［英文はJapanese nationals］にこれらの法廷が課

図１　社会保障立法にみる外国人処遇の推移

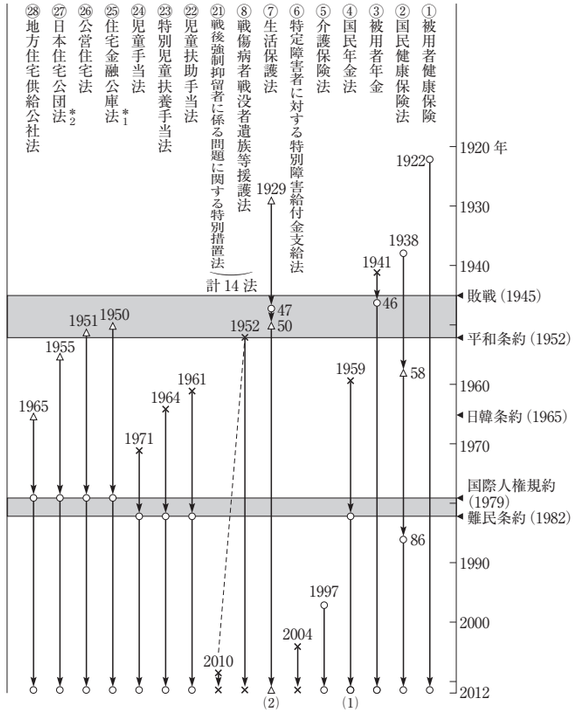

○印は国籍条項がなく外国人に開放，△は国籍条項はないが運用上外国人を排除，
× は国籍条項により外国人を排除。
(1) 国籍条項は撤廃されたが，経過措置が不十分なため無年金者が生まれた。
(2) 外国人への支給は権利としてではなく，恩恵であるとされている。
＊1　2005年，独立行政法人住宅金融支援機構法に移行。
＊2　1981年，住宅都市整備公団法に，1999年都市基盤整備公団法に，2003年独立行政法人都市再生機構法に移行。

した刑を執行するものとする」と定めていた。

そこで，在日コリアンらは，1952年6月，「平和条約発効と同時に日本国籍を喪失したので，条約第11条にいう“日本国民”には該当せず，拘束を受けるべき法律上の根拠はない」として，人身保護法による釈放請求訴訟を東京地裁に提起した。事件は，いきなり最高裁に送られ［同法22条による］，1952年7月30日，大法廷は請求は認められない，との判決を言い渡した。いわく，「戦犯者として刑が科せられていた当時日本国民であり（中略）条約発効の直前まで日本国民として拘禁されていた者に対しては，日本国は平和条約第11条により刑の執行の義務を負い，平和条約発効後における国籍の喪失または変更は，右義務に影響を及ぼさない」と[*18]。

この最高裁判決と，一連の戦後補償立法における国籍差別とをあわせ考えると，「罪はかぶりなさい，しかし補償は知りません」ということになる。また「国籍」に即していえば，いっぽうで「国籍を喪失しても，罪は残る」が，他方では「国籍を喪失したので，補償は受けられない」ということになる。何とも理不尽な仕打ちというほかない。

かつて，厚生年金保険法の国籍条項の削除を命じた占領当局は，対日平和条約の発効に伴って，日本から姿を消した。厚生年金は勤務者を対象としたものであるが，その後，非勤務者を対象として制定された国民年金法（図１の④）には早速，国籍条項が登場し，外国人（その大部分は在日コリアン）は排除されてしまった。福祉国家をめざすその後の児童手当３法（図１の㉒～㉔）でも同様な国籍差別が持ち込まれた。在日コリアンをはじめとする在日外国人は，社会保障制度から排除されるシステムが成立したというほかない。社会保障の財源のほとんどは国費であり，「納税の義務」は在日外国人にも“平等”に課されるが，外国人は社会保障の対象からは除かれるのである。

こうした自国民中心主義に“頂門の一針”が放たれたのは，1975年のベトナム難民の発生と日本が一角を占めたサミット（主要国首脳会議）の発足である。ベトナム難民の受入れは，当初「一時滞在許可」で対応したが，やがて日本は定住許可を認め，「定住促進センター」（兵庫県姫路市及び神奈川県大和市）も設置した。仏紙『ル・モンド』（1978年5月25日）は，在日コリアンへの差別が，日本の難民受入れ消極策の背景となっていると指摘した。定住促進センターでの６ヶ月の生活を終えて，日本社会で暮らすことになっても，公営住宅には入居できないし，母子家庭のための児童扶養手当も受給できない。ほとんどの社会保障は「日本国民」のみを対象としていたのである。

政府は国連中心外交を謳ってきたが，国連の人権条約はほとんど批准していなかった。ようやく重い腰をあげ，1979年に国際人権規約（自由権規約と社会権規約）を，81年に難民条約をそれぞれ批准した。その結果，前者の批准に当たっては，公共住宅関連の四法（図１の㉕～㉘）の国籍要件を撤廃する通達を発した。行政見解の変更である。後者の批准に当たっては，前述の国民年金法及び児童手当３法（図１の④及び㉒～㉔）の国籍条項を削除する法改正を行って外国人をもその対象としたのである。

すなわち，一握りの難民が在日コリアンに対する社会保障上の差別解消に大きく貢献したのである。図１には，1965年を目盛りとして掲げたが，日韓条約によっては自国民中心主義は微動だにしなかったのに，難民の到来はそれに大きな衝撃を与えたのである。在日コリアンはそれまで営々と税金だけは納めても，こうした社会保障からは排除されてきたのである。もし，ベトナム難民が発生しなかったら，この国の社会保障は依然として自国民中心主義のままだろうといえば言い過ぎだろうか。

国民年金法に即していえば，かつての「日本に住所を有する日本国民」から，「日本に住所を有する者」となった。納税義務者と社会保障の受給者とがようやく「等号」で結ばれたのである。しかし，国民年金法の国籍条項削除に際しては，必要な経過措置を設けなかったため，在日コリアンの高齢者，障害者は，いまだに無年金のままに放置されている。

図１を見ると，条約批准による国際人権基準の受容が大きな影響を与えたことは一目瞭然である。その後に制定された介護保険法（図１の⑤）及びハンセン病療養所入所者補償金支給法（2001年，法63，図１になし）には国籍条項はなく内外人平等が実現したが，しかし無年金障害者の救済立法（⑥）ではまた国籍による差別が登場しているのが現実である。

図１のなかでやや特異な存在であるのが生活保護法（⑦）で，△印が付いている。生活保護については，依然として外国人の受給は「権利」でなく「恩恵」であるとされている。この点について，

生活保護大分訴訟の推移が注目されている。大分市は，永住中国人の生活保護申請を却下し，それが行政訴訟として争われた。2010年10月，大分地裁は，外国人には生活保護の受給権はなく，「その法的性質は贈与である」として請求を棄却した[*19]。その控訴審において，福岡高裁は，2011年11月，原判決を取り消し，原告勝訴の逆転判決を言い渡した。その核心部分は，「国は，難民条約の批准等及びこれに伴う国会審議を契機として，外国人に対する生活保護について一定範囲で国際法及び国内法上の義務を負うことを認めたものということができる」とする点である[*20]。要するに，国際人権基準に着目しているのである。大分市は判決を不服として最高裁に上告しており，最高裁の判断が注目される。

5 「公務」就任をめぐって

在日コリアンの経験について綴るとすれば，もう一つ，外国人とこの国の「公務」就任はどうかという点がある。かつて愛知県立大学に在職した頃ぶつかった問題に，在日コリアンは公立学校教員になれるかどうか，があった。1979年秋，三重県で在日コリアンが公立学校教員試験に合格したというニュースが伝わった。調べてみると，愛知県と名古屋市の教員試験の要項では「日本国籍を有する者」に限定されていた。外国人も教員免許状は取得でき，地方公務員法や教育公務員特例法を調べても，欠格事由の定めはあるが，いずれにも国籍要件は含まれていない。法律にもとづいて教員免許状を取得していながら，公立学校の教員になろうとすると愛知では受験さえできない。東京や大阪では在日コリアンが教壇に立っており，地域によってまちまちだった。

1991年1月の日韓外相間の「覚書」をうけて，文部省は，同年3月，各都道府県・指定都市教育委員会宛に，外国人も教員採用試験の受験は認めるが，合格した場合は「期限を付さない常勤講師」として採用すること，との通知を発した。

その結果，日本人は「教諭」となり，主任，教頭，校長になることもあるが，常勤講師である外国人はこれらの職につくことはできないという。要するに，「2級」教員を作ったのである。私立学校の教員には，文部省の通知は及びようもなく，日本人と外国人の処遇に差異を設ける必要はない。公立学校と私立学校との間で教職員の職務上に違いを見つけることは困難である。

公立学校教員の問題について，日本弁護士連合会（日弁連）は，外国籍教員の人権救済申立を審査したうえで，2012年3月，文部省通知のうち，外国人の場合，合格したら期限を付さない常勤講師とする，との部分を取り消すこと，現在「常勤講師」として任用されている外国籍教員は「教諭」とすべきこと，などを文部科学大臣に勧告した[*21]。日弁連の調査報告書は，東京都管理職受験資格確認等請求事件の判決（2005年1月26日，最高裁大法廷判決，原告敗訴）[*22]を踏まえても，外国人を教諭としない取扱いは正当化できない，としている。例えば，個々の教員による教育活動は，最高裁判決にいう「普通地方公共団体の重要な施策に関する決定」に該当しないことはいうまでもない，と。

要するに，この国では，「公務」は外国人の立ち入りを認めない“聖域”であるとの意識が強く，必ずしも実定法上に国籍要件を設ける必要もないのかも知れない。

公務員に近接するものとして参政権の問題がある[*23]。こちらのほうは，公職選挙法に定めがあり，現在，在日外国人はまったく参政権を行使することができない。ところで，参政権は，国政レベルと地方レベルに分けて考えるべきで，日本の公職選挙法でも，在外邦人には国政レベルの選挙権のみ行使できるとされている。すなわち，国政レベルは国籍を根拠とするのに対し，地方レベルは居住を根拠とするからである。従って，外国人は「国民」でなくとも「住民」ではあり，地方参政権を行使することは理論的に可能である。

前述の日韓外相間の「覚書」（1991年1月）の末尾には，「なお，地方自治体選挙権については，大韓民国政府より要望が表明された」とあった。日本では，在日コリアンが地方参政権を求めて大阪地裁に提訴した事件について，最高裁は1995年2月，請求は棄却したが，「永住者等」について「法律をもって，地方公共団体の長，その議会の議員等に対する選挙権を付与する措置を講ずることは，憲法上禁止されているものではないと解するのが相当である。しかしながら，右のような措置を講ずるか否かは，専ら国の立法政策にかかわる事柄である」とした。そして，1998年10月，初めて日本の国会に外国人地方選挙権付与法案が民主・公明両党（当時ともに野党）によって共同提案され，その後も廃棄，提出を繰り返したが，2009年以降は法案も姿を消した。一方，韓国では2005年法改正が成立し，19歳以上の永住外国人への地方選挙権付与が実現し，すでに2006年，2010年の統一地方選挙で投票が行われた。

日本では在外邦人の国政選挙の投票は2000年以降，認められているが，韓国が在外国民に国政選挙（大統領と国会議員）を認めたのは，2012年からである。その結果，在韓日本人は地方選挙は韓国の居住地で，衆参両院選挙は日本大使館等で，それぞれ投票することができる。しかし，在日韓国人は，大統領，国会議員選挙は在日大使館等で投票できるが，日本の地方選挙はいまだに投票できない状況が続いている。サミット参加8ヶ国のなかで，地方選挙を在住外国人にまったく認めていないのはわが日本だけである。

法案を国会に提出したのは日本のほうが先なのにいまだに成立しない。なぜ韓国のほうが先に進んだのだろうか。韓国は，国連が各国に設置を求める国内人権機関としての国家人権委員会を設置し，国連への個人通報を認める自由権規約第一選択議定書も批准している。また在韓外国人処遇基本法を制定し，その目的には，「国民と在韓外国人が相互を理解し尊重する社会環境を作り，大韓民国の発展と社会統合に寄与する」とある。これらはいずれも日本にはみられず，地方参政権問題だけではないのである。

韓国におけるこうした政策展開には，次のような認識があるようだ。すなわち，「日本の植民地支配に抵抗する過程で形成されてしまった単一民族論と純血主義は克服されるべきである。（中略）文化的優越主義や文化的同質性をもって民族のアイデンティティを形成することは間違いであるに止まらず，現実にも合わないことをまず認めるべきである。新しく再編される韓国社会または韓国人が民族と文化の多様性を通して新しい歴史を創って行くべきであるからだ」と[*24]。

この文章を目にして，植民地支配のもう一方の当事者であるわが日本はどうなのか，という自問にかられた。第二次安倍内閣が高校無償化から朝鮮高校除外を決めると，一方で東京・新大久保では「良い韓国人も悪い韓国人も，どちらも殺せ」「朝鮮人，首吊レ毒飲メ飛ビ降リロ」などを掲げるヘイト

スピーチ（差別の煽動）が吹きあれた。日本にはこうした行為を規制する立法はない。2013年1月に日本政府が国連人種差別撤廃委員会に提出した「報告書」には，「正当な言論までも不当に萎縮させる危険を冒してまで処罰立法措置をとることを検討しなければならないほど，現在の日本が人種差別思想の流布や人種差別の煽動が行われている現状にあるとは考えていない」というのである。

欧米におけるヘイトスピーチ規制は，主に植民地出身者や移民さらには先住民に対する差別を解消するためにスタートし，今日に到っている[*25]。

日本も「大日本帝国」から「日本国」への歴史を刻んでいる。日本帝国は他民族を内にかかえる多民族国家であり，前述のようにかつてハングル投票が行われたのもその一つである。日本も過去とどう向きあい，そこから未来への道筋をどう切り拓くかが問われているのである。

在日コリアンの経験を振り返ると，そこには，いずれも「国籍」が大きな影を投じている。一見，無色透明な中立概念のように見えるが，この国では「国籍」はきわめて強烈な排外主義のイデオロギーを内包している。

「領土変更と住民の国籍」という問題は決して過去の課題ではない。日本には，尖閣列島，竹島，北方四島の3つの領土問題があるが，他の2島と違って，北方四島には2万数千人のロシア人が住んでいる。北方領土が返還される時，その住民の処遇はどうなるのだろうか。かつて，台湾や朝鮮を日本の領土とした時のように，その「国語」は日本語とし，名前は「○○スキー」というロシア名は「北方太郎」などに改めさせるのだろうか。住民の「国籍」はどうなるのだろうか。領土は日本に戻るが，住民の国籍はロシア国籍のままにすると，第二の在日コリアンの誕生になる。あるいは，国籍選択を認めるのだろうか。内閣府の北方対策本部に問い合わせても，住民の処遇に関する方策など考えたこともないようで，まったく要領をえない。「北方領土の日」を設けて，年中行事のキャンペーンもいいが，もう少し「ひと」の問題を考えるべきことを「歴史」は教えているのである。

内閣府もさることながら，政党の政策のなかにも，メディアの論評のなかにも，研究者の研究課題にも登場しないのではなかろうか。「領土変更と住民の国籍」は，古くて新しい問題であり，過去の歴史から何を学び，そこから未来をどう展望するかについて，この国はまことに思考力に欠けていることを，新来外国人に告白するしかない。

6　むすび

在日コリアンは日本が朝鮮半島を統治したことに起因する存在であり，一方，新来外国人の中心となるブラジル日系人はかつて日本が送り出した移民に起因する存在である。いずれにも「歴史」が投影している。戦後の東西冷戦のなかにあって，日本は西側に属することによって「歴史との対面」を“回避”できたかも知れない。とりわけ，対日平和条約の調印と発効が朝鮮戦争の真只中に位置したこと，そして，講和会議に中国及び朝鮮の代表団が招かれなかったことは象徴的である。しかしそのことは，決して免罪符にはなりえないことを，小論では示したことになろう。ひとつの救いとなるかも知れないのは，前に述べた生活保護大分訴訟の福岡高裁の判決，そして，朝鮮学校襲撃事件に関する京都地裁の判決，いずれも，外国人の側が勝訴した判決であり，しかも国際人権基準の受容という共通項をもっている。上級審の判決がどう出るかわからないが，司法府の一角に新しい芽が生まれるかも知れない。法曹資格を有する法務省高官の「外国人は煮て食おうと焼いて食おうと自由」（池上努「法的地位200の質問」京文社，1965年）は有名だが，いやそれはあまりにも昔のものと言い切れるだろうか。

在日外国人（在日コリアンと新来外国人）と在日日本人が，ともに生きる社会をどう作るか，「疎外する社会」から「共存する社会」にどう転換するかを考えるうえで，小稿が何かのヒントになればと願いつつ筆をおく。

*1　水野直樹，2013「日本の戦後体制と在日朝鮮人」『季刊戦争責任研究』80号，10頁～。
*2　古関彰一，2009『日本国憲法の誕生』岩波現代文庫，182頁。
*3　江川英文・山田鐐一・早田芳郎，1997『国籍法［第三版］』有斐閣法律全集，212頁に同通達が紹介されているが，なぜか第4項は割愛されており，従って議論もなされていない。
*4　石田玲子，1988「イギリスにおける英連邦移民政策の展開（上）」『歴史学研究』582号，1頁～。
*5　川上太郎，1976「西ドイツの国籍問題規制法」『戸籍』367号，1頁～。
*6　李洋秀（翻訳・解説），2007「韓国側文書に見る日韓国交正常化交渉，第3回在日韓国人の国籍」『季刊戦争責任研究』55号，71頁～。
*7　坂本清泉，1969「公立朝鮮人学校の自主学校移管の問題」『大分大学教育学部研究紀要（教育科学）』第3巻4号，13頁～。
*8　藤尾正人，1956「日本における朝鮮人学校」『レファレンス』62号，国立国会図書館，104頁～。
*9　梶井陟，1974『朝鮮人学校の日本人教師』亜紀書房（岩波現代文庫と2014年再刊）／高龍秀，2013「大阪市立の朝鮮人学校があったことをご存知ですか」『民族教育基金ニュース』第4号，26頁～。
*10　佐野通夫，1993『近代日本の教育と朝鮮』社会評論社，165頁。
*11　1968年3月に閣議決定された外国人学校法案は，日本教育学会教育制度研究会外国人学校制度小委員会，1970『「在日朝鮮人とその教育」資料集』第1集，64頁以下に収録。
*12　在日本朝鮮人人権協会民族教育権プロジェクトチーム，2005「『韓日会談』で交わされた朝鮮人学校閉鎖問題」『人権と生活』第21号，25頁。
*13　メッセージの全文は『人権と生活』第33号（2011）の70～71頁に収録。
*14　鵜飼哲，2013「『レイシズム』を語ることの意味」前田朗編『なぜ，いまヘイト・スピーチなのか』三一書房，134頁。
*15　邦訳は『部落解放研究』第65号，1988年所収，150頁～。
*16　厚生省保険局編，1958『厚生年金保険十五年史』78頁。
*17　厚生省社会・援護局，1997『援護五十年史』102頁。
*18　内海愛子，1982『朝鮮人BC級戦犯の記録』勁草書房，参照。
*19　田中宏，2011「外国人生活保護受給権，その前後左右」『賃金と社会保障』1534号，4頁。
*20　田中宏，2012「貧しさを憂えず，等しからざるを憂う」『賃金と社会保障』1561号，4頁。
*21　田中宏，2012「充分説得力をもつ勧告」『在日外国人教育』第4号，全国在日外国人教育研究所，6頁～。なお，同誌は日弁連の勧告及び調査報告書を収録。
*22　田中宏，2005「最高裁判決はどう位置づけられるか」『法律時報』77巻5号，86頁～。なお，反対意見を書いた泉徳治，2013『私の最高裁判所論』日本評論社は，これについて書いている（260～267頁）。
*23　田中宏，2010「疎外の社会か，共生の社会か――外国人参政権はなぜ必要か」『世界』803号，36頁～。
*24　韓健洙，2008「歴史的背景から見た韓国の多文化社会」『koreana（日本語版）』15巻2号，韓国国際交流財団，13頁～。
*25　師岡康子，2013『ヘイトスピーチとは何か』岩波新書参照。

Lessons for Newcomers from the Experiences of Zainichi Koreans

TANAKA Hiroshi

Osaka University of Economics and Law Center for Asia Pacific Partnership

Key Words: nationality, compulsory school attendance, social security

This essay introduces four aspects of the experiences of Zainichi Koreans in Japan.

Part one, "Nationality," explains that Koreans had their nationality changed twice without their consent. First, when Japan annexed Korea, the Korean people were incorporated unilaterally as Japanese. Second, the Korean people were notified that they lost Japanese nationality when Korea was separated from Japan after World War II. The author points out that these actions were taken only for the national benefit of Japan.

Part two, "Education," considers the changing connection between "compulsory education" and citizens and non-citizens during the Occupation and after restoration of Japanese sovereignty.

Part three, "Social Security," looks into the treatment of foreigners (including Koreans) in the social security system after World War II in Japan. Although Occupation reforms prohibited discrimination by nationality, nonetheless, discrimination was revived after the restoration of sovereignty through the distribution of benefits in the welfare state. The coming of Vietnamese refugees, however, obliged Japan to accept international human rights standards. Finally, Japan was forced to accept the principle of equality between citizens and non-citizens.

Part four, "Participation in the Public Sector," first considers the recruitment of non-Japanese as teachers in public schools. In the beginning, there were some differences among local governments, however, in 1991 a notice from the Ministry of Education urged local governments to hire foreigners who passed qualifying tests only as full-time instructors, not as regular teachers. This made discriminatory treatment official policy. Voting rights in local elections has not been achieved even though fifteen years have passed since the submission of a bill to establish such rights. Meanwhile, this has already been implemented in South Korea. These issues appear against the background of the larger question of how to confront history directly. This study attempts an overview of the problem of human rights for non-citizens in Japan.

特集：在日コリアンの過去・現在・未来

出自と起業
――在日マイノリティ・韓人の起業者活動の概要と類型化及び内面的特性

河　明生　日本テコンドー協会会長

キーワード：マイノリティの起業，異質性，同化

マイノリティは上昇する道を閉ざされた結果，著しく営利活動の方向に進み自己の才能を発揮した。出自という属性と起業という経営の端緒は因果関係がある。在日マイノリティ中，企業活動で卓越性を発揮したのは韓人である。筆者は，彼らは「異質」であり，その一部は「特定の時代における企業者活動において卓越性を発揮する場合が多い」のであり，それは「徒手空拳から新規の事業を起こす起業能力によって表徴される」と『マイノリティの起業家精神――在日韓人事例研究』で主張した。本稿では右仮説を再検証した。彼らの内面的特性は傷心性と反発性であった。「一世」は韓民族的矜持に基づき反発し，より一層勤勉になったが「二・三世」はそうではなかった。同化の結果，韓民族的素養が低かったからである。だが被差別者としての屈折した感性が完全同化の歯止めとなり企業活動での意外性発揮の源泉になった。彼らは出自の公表の度合いにかかわらず積極的な広報活動を展開した。負のイメージに苦しめられてきたためイメージ戦略のもつ重要性を体験的に知っていたからである。

1　序

マイノリティとは国家的社会的に権力をもたない異質な少数派を言う。起業者活動とは創業者の経営的活動を言うが企業規模や永続性を問題とはしない。マイノリティは偏見や差別にさらされ国家社会的に上昇する道を閉ざされた結果，著しく営利活動の方向に進み自己の才能を発揮しようとした[*1]。営利活動は起業の端緒であり，彼らの貨幣獲得に対する意欲を表徴している。貨幣はマイノリティを裏切らない。マジョリティ同様の権利行使を可能とするからである。しかし，貨幣獲得のみを起業動機とみなすのは人間に対する洞察力が足りない。先進国の経済発展過程を顧みると，彼らが果たした経済的機能や役割は高かった。異質異端それ自体が資本主義の精神の重要な源泉である[*2]。彼らは固有の文化とマジョリティ文化の狭間で葛藤し marginal man[*3] 化した。社会的文化的に曖昧な位置にある彼らは entrepreneurship（企業者活動）における与件の変化に応じた創造的適応に適している[*4]。その特性は傷心性と反発性である[*5]。企業者活動の端緒も起業である。ゆ